平成２６年（フ）第４２３３号
東京都八王子市元八王子町３丁目2248―201
破産者　山口　一義
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３７号
埼玉県日高市大字下鹿山494　こま川団地２―21―301
破産者　奥村　和美（旧姓西）
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２９７号
埼玉県川口市芝富士１丁目14―９
破産者　秋葉　　勝
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３０１号
東京都町田市三輪町172―１―107
破産者　猪股　徳和
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１７号
埼玉県川越市南台２丁目12―８―102
破産者　生井　政一
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０９号
東京都世田谷区代田６丁目28―13
破産者　遠山　雅之
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５８０号
東京都荒川区東尾久５丁目12―10―1005、開始決定時の住所東京都荒川区西尾久３丁目20―８―404
破産者　松浦　宏之
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３１号
東京都墨田区向島５丁目43―18―301
破産者　淺野　麻記（旧姓村椿）
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６２号
千葉県市川市南八幡１丁目３―14　尾沼荘２号室
破産者　坂本　明隆
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７２号
東京都狛江市中和泉１丁目８―５―110
破産者　鰺坂　剛範
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０８号
東京都杉並区南荻窪２―27―16　コートビナイン202、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区南荻窪１丁目35番12号
破産者　有限会社コレクションハウス
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０９号
東京都杉並区南荻窪２丁目27―16―202
破産者　伊藤　政則（旧姓会田）
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９１２号
東京都江東区南砂１丁目９―７マルサダ第一203
破産者　丸山　昌子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５００６号
東京都港区赤坂４丁目12番15号
破産者　有限会社スパーダ
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５００７号
東京都目黒区中央町２丁目30―11―201
破産者　鈴木　　弘
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０４６号
東京都町田市金森４丁目７―６
破産者　翁　　娟珍
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０６３号
千葉県匝瑳市長谷4140
破産者　石毛　宏明
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３２７号
東京都中野区江原町２丁目24―14―101
破産者　石川　　暁
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３４６号
東京都江戸川区春江町２丁目22番７号
破産者　有限会社佐瀬興業
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３４７号
東京都江戸川区篠崎町４丁目31―４―203　ホリデーマンション１
破産者　坂本　　正
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３５２号
東京都足立区一ツ家３丁目26番７号
破産者　拓進工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部